

SMSを活用した申告案内の送付について

青梅市では、ショートメッセージサービス（SMS）を活用して、固定資産税（償却資産）の申告依頼等のご案内を送付しております。詳細は以下をご確認ください。

1 送信対象

その年度の償却資産の申告書を期限（毎年1月末日）までに提出されていない方に対して、お送りいたします（過去の申告において、問合せ担当者として申告書に電話番号を記入されている方宛てにお送りしております）。なお、別途文書によるご案内も行っております。

その他の方についても、別途申告に関するご案内をお送りする場合があります。

2 送信元番号

「0428221111」と表示されます（市の代表番号と同一です）。

※ご使用の携帯電話のキャリアがソフトバンクの場合、送信元番号は「243056」と表示されます。

3 注意事項

SMSを活用した青梅市からの通知の中で、以下のようなことを依頼または指示することはありません。

- ・ 特定の金融機関や口座番号への振り込みをお願いすること
- ・ A T M（銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動預払機）の操作をお願いすること。
- ・ 通帳やキャッシュカードを第三者に預けるようお願いすること。
- ・ 名前、住所等の個人情報の入力をお願いすること。